

令和4年度事業計画書

社会福祉法人公成福祉会
天ヶ城保育園
東高岡保育所
天ヶ城児童クラブ

I 法人本部

1. 経営方針

(1) 安定基盤の確保

社会福祉事業や公益的な事業への自主的な取組について、責任を事もって実施できる管理経営体制を構築し、地域における公益的な活動を増進・発展させる社会福祉法人としての基盤強化を図る。

(2) 福祉サービスの質の向上

職員が専門的知識や技術を修得できるように法人内・外部での研修等を推進する。

(3) 事業経営の透明性の確保

法人内で実施されているサービス内容や経営内容などの情報についての透明性の確保に努める。

2. 実施事業

(1) 第二種社会福祉事業

- | | |
|-------------------|------------------|
| ① 保育所の経営 | 天ヶ城保育園（定員 60名） |
| ② 児童クラブの経営 | 天ヶ城児童クラブ（定員 23名） |
| ③ 保育所の管理運営 | 東高岡保育所（定員 50名） |
| ④ 一時預かり事業の経営 | 天ヶ城保育園・東高岡保育所 |
| ⑤ 生計困難者に対する相談支援事業 | 天ヶ城保育園・東高岡保育所 |

3. 理事会の開催

- (1) 第1回理事会（5月）
- (2) 第2回理事会（12月）
- (3) 第3回理事会（3月）
- (4) 臨時理事会（随時）

4. 評議委員会の開催

- (1) 定時評議員会（5月又は6月）
- (2) 臨時評議員会（随時）

5. 役員・職員構成

- (1) 理事 6名（理事長含む）
- (2) 監事 2名
- (3) 評議員 7名
- (4) 職員

○天ヶ城保育園 園長1名、主任保育士1名、副主任保育士2名、保育士16名（パート保育士4名）、准看護師1名、調理員4名、雇員1名、（育休取得2名）

○東高岡保育所 所長1名、主任保育士1名、副主任保育士1名、保育士14名（パ

ート保育士4名)、看護師2名、調理員3名、保育士補助1名、雇員1名、(育休取得2名)

○天ヶ城児童クラブ 指導員：保育士1名(保育園と兼務)、指導員1名

6. その他

- (1) 地域の社会福祉ニーズに対応した事業実施
- (2) 適正な経営及び財務と透明性の確保
- (3) 保育の質の向上と透明性の確保

II 天ヶ城保育園

1. 保育の基本方針

保育所は、乳幼児が、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごすところです。

当保育園における保育の基本は、家庭や地域社会と連携を密にして家庭養育の補完を行い、子どもが健康・安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図ります。

2. 保育の目標

1. 丈夫なからだ 2. やさしい心 3. 考える子ども

子どもは豊に伸びていく可能性を内に秘めている。その子どもが、現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うことが保育の目標である。

このため、当保育園では、次の諸事項を目指して保育する。

- イ、十分に養護のゆきとどいた環境のもとに、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。
- ロ、健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。
- ハ、人とのかかわりあいの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主・協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。
- ニ、自然や社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の基礎を培うこと。
- ホ、生活の中で、ことばへの興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな言葉を養うこと。
- ヘ、様々な体験を通して、豊かな感性を育て創造性の芽生えを培うこと。

3. 利用定員

2号認定子ども(満3歳以上で保育の必要な小学校就学前の子ども)	30人
3号認定子ども(1,2歳)(満3歳未満から満1歳以上で保育の必要な子ども)	24人
3号認定子ども(0歳)(満1歳未満で保育の必要な子ども)	6人

4. 保育時間

標準時間

平日 午前7時00分から午後6時00分まで

土曜日 午前7時00分から午後6時00分まで

(延長保育…午後6時00分から午後7時00分まで)

短時間

平 日	午前9時00分から午後5時00分まで
土 曜 日	午前9時00分から午後5時00分まで (延長保育…午前7時00分から午前9時00分まで 午後5時00分から午後7時00分まで)

5. 休園日

日曜、祝日（振替休日を含む）、及び園が特別な事情を認めるときとする。但し、年末年始は、保護者に保育の有無を聞きながら、開園及び休園を決定する。

6. 施設事業運営

(1) 児童の処遇

イ、園児組編成	0歳児 もも組
	1～2歳児 たんぽぽ組1歳児・たんぽぽ組2歳児
	3～5歳児 パンダ組
	3～5歳児 キリン組

ロ、健康管理

登園時において、子どもの健康状態を観察するとともに、保護者から子どもの状態について報告を受ける。また、保育中は子どもの状態を観察し、発熱等の体調不良がみられた場合には、保護者に連絡する。

高熱や怪我などで急を要するときは、保護者に連絡の上掛かりつけの病院に園から連れていき受診する。結果を保護者に連絡する。

内科検診・歯科検診・ぎょう虫卵検査を年2回、尿検査を年1回行う。

ハ、栄養管理

宮崎市子ども課の栄養士による献立表により調理や栄養管理を行なう。

ニ、保 育

家庭と連携を密にして家庭養育の補完を行う。子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意したり、自己を十分に発揮しながら活動できるようにしたりしながら健全な心身の発達を図るようにする。また、各年齢児の年間保育計画表・月案を基本に進めて行く。

ホ、安全管理

消防計画書の避難訓練年間計画により、毎月1回避難訓練を行い、消防署の立ち会いのもと年2回、総合訓練を行う。尚、1回は防火研修会の受講により免除されるのでそれに換える。

また、不時の事態に備え、必要な救急用の薬品、材料を整備するとともに、救急処置の意義を正しく理解し、保育士としての処置を熟知するように努める。(110番通報装置や消火器の取り扱いなどの取り扱いなど)

防犯訓練やAEDを使った救急法の研修会を開催する。

(2) 職員の処遇

イ、健康管理

年1回の健康診断を行う。また全員を対象に、毎月1回0-157を含めた腸内菌検査を行う。(クリニカルパソロジーラボラトリーに依頼)

11月には、全職員インフルエンザの予防接種を受け、インフルエンザ時期における児童処遇に影響ないようにする。

ロ、労務管理及び待遇

就業規則及び給与規則に基づき労務管理及び待遇を行う。

ハ、研 修

年度初めに社会福祉人材研修センター事業計画により受講申し込みをする。また職制職階制を取り入れているので、各保育団体が主催するキャリアアップ研修会に参加する。職員を対象とする発達障がいの研修会を年数回程開催する。

(3) 保護者会（コロナ感染拡大防止により書面によることもある。）

イ、総会及び役員会

総会は、年度初めと年度末に行い、役員会は、4・9・3月に行う。その他必要に応じて行う。（コロナ感染拡大防止により書面によることもある。）

ロ、保育参観

保育参観は、5月・2月に行う。また、5月の保育参観にあわせて子育て講演会を開催する。給食参観は、誕生者の親を誕生会に招待し、園児と一緒に会食する。

ハ、クラス懇談会

未満児と以上児に分けてクラス懇談会を5月・6月に行う。その際に園への要望や子どものことで悩んでいることなどのアンケート結果をもとに話し合う。

(4) その他

- ・ 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底。
- ・ 子育て講演会・救急法の研修会・消火訓練・防犯訓練の開催。
- ・ 延長保育サービス事業を前年度に引き続き行う。
- ・ 老人福祉施設訪問等世代間交流事業により定期的に裕生園・親愛ホーム・介護施設ふれあい福祉サービス・にしぞのティサービスセンターを訪問し、お年寄りと交流する。
- ・ 幼年消防クラブの活動を行う。
- ・ 園だよりを保育所の所在する東区自治公民館の各班に回覧してもらい、地域の子育てに協力する。

7. 施設事業管理

(1) 事務関係

イ、園だより	毎月1回発行
ロ、給食だより	毎月1回発行
ハ、各クラス便り	毎月1回発行
ニ、保健ニュース	毎月1回発行
ホ、子育て情報	随時発行

(2) 設備関係

- イ、陶芸窯の購入（老朽による買換え）
- ロ、パソコンの購入(保育室用1台)
- ハ、その他備品の購入

Ⅲ 東高岡保育所

1. 東高岡保育所指定管理運営の体制

令和4年度は、公成福祉会として運営する指定管理が8年目に入ります。平成22年度より宮崎市の指定管理がスタートし、最初の法人からの運営としては、通算13年がたちました。

平成22年度の指定管理運営から残っている職員も8名おり、経験と実績を重ね保護者の方との信頼関係も構築されて、指定管理者として安定した運営を継続しております。

又、宮崎市との連携においても、毎月の業務報告や業務に関する電話連絡、工事や備品関係の協議など、必要事項を定期的に行っているため、今後も重点的に継続しながら行っていききたいと思います。

新型コロナウイルスが出始め、感染拡大防止の観点から宮崎県独自の緊急事態宣言の発令や、密にならない状況を作らないために宮崎市職員、保護者会役員、法人職員との三者協議は中止してきました。保護者関連の行事も中止や短縮しているため、令和4年度は新型コロナウイルスの感染状況を見ながら三者協議を開催していきたいと思っております。

指定管理運営を行う中で、地方自治法第244条2第3項の規定の中で、5年毎の指定管理の見直し、公募ということから、子どもを主体とする保育の連続性や保育の構築、保育士の確保等、保育所を指定管理として運営する中で、立ち足る壁が多々あります。

事業計画の一環として、2年後の指定管理満了に向けた話し合いも行政と行っていきながら、法人としての中、長期的な計画を見据えていきたいと思っております。

令和4年度も、さらなる乳幼児の保育の質の向上を目指しながら、家庭との連携を語り養護及び教育を一体的に行うことを基本方針としながら運営を行ってまいります。

又、社会福祉法人公成福祉会東高岡保育所の保育の理念として、児童福祉法に基づいた「保育を必要とする」乳幼児の保育を行い、保育にあたっては、子どもの人権や主体性を尊重し、児童の最善の幸福のために保護者や地域社会と力を合わせ、児童の福祉を積極的に増進し、併せて地域社会における家庭支援を行います。

地域の貢献にも寄与しながら、東高岡保育所が開かれた保育所として、保護者、宮崎市、法人ともに協力し、保育の質を高めながら、宮崎市の指定管理として安定的な保育所の運営を目指すと共に、以下のことについて適切な運営ができるように管理体制を整えてまいります。

- ①児童福祉法を遵守し、利用者の平等利用を確保する。
- ②保護者や地域の方々に保育の内容を公開し、広く周知して頂く。
- ③個人情報適切な保護と取り扱い。
- ④施設における衛生管理や食品の衛生管理の方策。
- ⑤児童の健康管理のための適正な方策と各行政機関との連携。
- ⑥緊急時の危機管理体制の確立（防犯、防災、安全対策）。
- ⑦保育所の組織、保育士の資質向上に向けたキャリアアップ他、諸々の人材研修。
- ⑧運営に際しての、適切な経理処理。
- ⑨指定管理協定書に基づいた適切な運営。
- ⑩施設に係る保守点検、消防設備他定期点検の遵守。

指定管理業務を行う中で、施設の維持・管理、宮崎市のモニタリング等、年間を通して施設における管理業務も適時、適切に行ってまいります。

2. 保育所運営について

1) 市との連携

これまでの指定管理運営で培ってきた実績を基盤に、宮崎市との連携を維持していきながら、利用者の信頼関係の構築と保育所保育指針に沿った乳幼児の保育を担保し、児童福祉法に基づいた保育をします。

又、宮崎市との連携については、指定管理協定書に基づいた運営を引き続き継続していきます。内容については、以下の通りです。

- ・事業計画書(10月末日)や事業報告書(6月末日)の作成と報告。
- ・延長保育、一時保育などの利用料の集計、記録と月初めの報告書の提出。
- ・指定管理料については、毎月5日までに請求書(委託費)を提出する。
- ・宮崎市の調査、モニタリングや指導監査の実施、協力を行う。
- ・地震等の災害時に地域の災害協力地点としての役割を担っていく。
- ・非常災害時のマニュアル見直しを行い、利用者の安全を確保していく。
- ・緊急事態における対応と宮崎市や関係機関への通報及び連絡。
- ・指定管理者が、引継ぎ内容の変更を行うための協議(保護者と十分に協議する)。
- ・不測の事態が発生した場合の協議。
- ・虐待の早期発見と早期対応。

2) 三者協議について

指定管理に関する、利用者との円滑な関係性を確立していくために、保護者役員、宮崎市、法人との協議を必要に応じて行うとともに、年度初め、年度終わりには三者においてその年の協議を行い適切な運営につなげていく。

(新型コロナウイルス感染拡大防止と緊急事態宣言発令によっては行政の指示を仰ぎながら協議の有無を決定していく。)

3) 保育にかかる費用の徴収について

保育料以外の徴収金(銀行引落とし)については、保護者からの実費徴収は行いません。特別保育事業にかかる、延長保育料、一時保育料金は、銀行引き落とし、もしくは、納付書においてお支払いいただいています。

又、保育にかかる園児服、帽子、体操服、園外保育の交通費、園外保育等の入園料、年間の写真にかかる経費すべて指定管理料の方で賄い、保護者の徴収金は一切行いません。

子どものケガに関する保険は、日本スポーツ振興センターと東京海上に加入しており東京海上に関しては保育所の方で加入し、委託費の方から支払いをしています。日本スポーツ振興センターに関しては、宮崎市の保育幼稚園課(管理係)の方で直接徴収(年間保険料250円)しています。

又、副食費に関しては宮崎市公立保育所と同じ枠組みで、5,000円の引き落としとなっています。

4) 保育の質の向上のための取り組み

保育の質の向上を担保するために、管理者が適切でかつ「働き方改革」にもとづいた、職員の働きやすい職場環境づくりをおこない、施設長や職員自身が自己研鑽に努めていきます。

具体的な取り組みとして以下に掲げます。

① 職員会の実施

保育所保育指針に基づいた、保育の計画や個別の児童の話し合いなど職員会で検討事項などテーマに沿って話し合いを行いながら、個々の職員が意見を言いやすい環境を作り活発な意見交換を行います。

又、研修を受講した職員については、職員会の中で研修報告を行い、要点をしぼ

りながら大切な事項を共有し、保育の実践に生かします。

② 職員研修

経験年数や担当業務に沿った適切な職員の研修を行い、宮崎市や県の主催する研修と共に、県内外の研修にも参加しながら、キャリアアップを図っていく。

又、個人の研修と共に保育所の研修として園内研修や職員全体の研修を行っていくことにより、情報の共有と職員の資質向上につなげていく。

③ 自己評価

職員は、年に4回の自己評価を行い、分野別、担当別で客観的に自己分析を行って自身の向上心や補足していく面につなげていきます。

④ 第三者評価受信

指定管理期間中に第三者評価を受審することになっているので、今年度を受審します。但しコロナウイルスの感染状況によっては次年度にします。

5) 利用者の苦情や要望の把握、対応策について

保護者との信頼関係においては、運営していくことの位置づけにおいても最も大切な柱となります。

保護者や児童の安心・安全な保育の取り組みの一つとして、「意見・苦情・要望・不満を解決するための仕組みに関する規程」に基づいて、保護者に周知していきます。

保護者アンケートを毎年10月に実施し、アンケートを通して意見を伝えて頂いたり、利用者の意見をくみ上げやすいように利用実態調査を無記名で実施しています。

アンケートを集計し、宮崎市との協議も交えて、アンケート結果を保護者に配布し質疑のある場合には、回答を盛り込んで公表しています。

アンケート以外の意見や苦情等については、苦情解決の方法として①苦情の受付 ②苦情受付の報告・確認 ③苦情解決のための話し合い ④第三者委員による苦情内容についての確認、報告を行っています。なお、意見や苦情については、ホームページ等においても掲載しています。

指定管理運営を円滑に行うためにも、普段から保護者の方との連絡を密に行い、日々の連絡帳の活用や送迎時のコミュニケーションを大切に考えています。

6) 障がい児の保育について

障がいや特性をもった乳幼児に関しては、専門機関との連携を緊密に行いながら、なおかつ保護者の気持ちにも寄り添いを心掛け、就学まで一貫した対応を行うために、個別の計画の作成や全体的な計画を作成して、より専門的な支援を心掛けています。

より専門的な支援を行うために、「認定心理士」の資格を有した職員を配置しています。

特別支援関係の研修については、個々の保育士がより専門的な知識をもって保育に携われるように必ず参加するように努めています。

7) 児童の健康管理について

医療機関との連携を含めた児童の健康管理については年間を通じて計画に反映させ、児童の健康、維持管理に努めています。又、年間の保健計画を策定しており、保健計画に沿って、児童の健康を把握していきます。

- ・身体測定～月初めに、毎月、身長、体重の計測を行います。
- ・内科検診～5月、10月の年2回実施 ・嘱託医（にしぞの内科医院）
- ・歯科検診～歯科検診は年1回となっているが、内科検診同様5月、10月の2回行い、虫歯予防に努めています。尚、虫歯を保有している児童については、検診票を配布し、一早い歯科の受診をお願いしています。 ・嘱託医（清水歯科医院）

- ・4,5歳児からは、食後のフッ素洗口を実施し、保護者の方に承諾書を提出していただいています。

- ・保育所内での感染症や病気については、家庭からの一早い予防にもつなげるために、門扉横の掲示板に掲示し特定の感染症を知る手掛かりとなるようにしています。

尚、保育所内での投薬に関しては、「与薬依頼書」を記入していただいて、看護師が全クラス一括して、個別の時間に合わせた内服または、点眼、軟膏の塗布をしています。

- ・全職員が毎月検便を行い、園児への感染症予防に努めています。

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、職員は毎日検温し記録表を付けています。

予防接種においても全職員2回の接種を終了いたしました。(令和3年10月現在)

又、児童については、検温カードを作成して、朝の体温を保護者の方に記録していただいています。

新型コロナウイルス感染拡大予防につとめ、国や宮崎県、宮崎市からの文書を保護者の方に配布し、国や県独自の緊急事態宣言発令時には一斉メールを配信し、保護者の方にも感染拡大予防の通知、感染した場合などの連携など引き続き行っています。

尚、発熱の見られた児童に関しては24時間の経過観察と呼吸器の症状を確認し登所となっています。

8) 食育の取り組みについて

食育の取り組みについては、年間の食育計画を作成しています。

年間を通して、保育所東側の畑を利用した、さつまいもの苗植えと収穫を行っていますが、令和3年度は土壌が悪く、例年育てていたスイカやさつまいも他、苗植えしたものが育たなかったため、令和4年度は、耕運機で土を掘り起し、堆肥を入れて畑の回復を行っていきます。年間の計画を立てながら、季節の野菜を植えて、2歳児から年長児までの子どもたちが水やりを楽しみ、収穫した野菜を給食で提供して食育につなげています。

又、年長児は6月に飯田地区の米農家の田んぼを利用して、泥んこ遊びからスタートし、1週間後に稲の苗植えの体験(もち米)、11月に収穫、12月に餅つきを行うなど、食育の大事な位置づけとして取り組んでいきます。

年間の食育計画に盛り込んでいる事項を季節に合わせて計画に反映し、クッキングの体験など、食に関する興味、関心を高める取り組みを行っています。

9) アレルギー児童についての取り組み

食物アレルギーについては、保護者やかかりつけの医師との連携を行いながら、職員間でアレルギー児童の情報の共有など、細心を払った取り組みを行っています。

これまで、重篤なアレルギー児童の入所、卒園までの取り組みを行ってきた実績もあり、アナフィラキシーショック症状の対応についても、「エピペン」を使った、職員間の園内研修を3か月おきに行うなど職員の知識の向上にもつなげていきました。

誤食防止の取り組みも徹底していきながら、食器の色分け、プレート(食器をのせる)の色分け、調味料、アレルギー代替え食品、調理鍋、調理方法の独立した調理など徹底した取り組みを行ってきました。今後、重篤なアレルギー症状をもった受け入れに関しても、これまでの知識と経験を生かした保育を行っていきます。

10) 小学校との連携について

幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続のために、「幼保小連絡会議」に参加して、年長児の子どもたちが、小学校に上がるまでに各小学校との連携を行っていきながら、個別の連絡を行っています。

又、年長児の一年間を通して、「10の姿」を意識したカリキュラムの作成を行い、就学に係る子どもたちのスムーズな小学校への接続へとつなげます。

五十音については、年長児は4月から書道の外部講師に依頼し、1年間をかけて正しい書き順と、硬筆に取り組み、文字の興味関心を高めていきます。

下半期には午睡をなくし、文字と数字のワークブックの演習を行いながら、基本的な生活習慣と身の整理整頓の見直しを行い、学校教育を意識した取り組みを行っていきます。

1 1) 特別保育事業について

延長保育事業、一時保育事業を実施し、可能な限り受け入れを行うことで、家庭支援につなげていきます。尚、一時保育については地域の子育て支援の一環として、病気・疾病・妊娠・出産・介護・就労等への家庭支援に繋げていきます。

○ 延長保育事業

利用時間	【標準時間認定】
	18:00 ~ 19:00
	【短時間認定】
	7:00 ~ 9:00
	17:00 ~ 19:00
利用料金	1時間につき 200円

○ 一時保育事業

利用時間	8:00 ~ 17:00
利用料金	【未満児】
	半日 900円 ※ 給食利用は200円増
	1日 2,000円 (給食含む)
	【以上児】
	半日 650円 ※ 給食利用は200円増
	1日 1,500円(給食含む)

2. 東高岡保育所の安全管理体制

東高岡保育所の安全管理体制については、日々の保育において乳幼児の主体的な活動を尊重し、楽しく安全に過ごせるよう、国の安全基準のガイドラインに沿ったマニュアルに基づいて取り組み、安全な保育環境を確保するために以下の事項について対策・対応を講じています。

1) 緊急時の対応について

災害、防犯時、その他必要とする緊急連絡の手段として、テクノミクスメール配信システムを利用した、保護者への一斉メール配信を行っています。

又、災害対応マニュアルに基づき、法人本部・行政機関との連携を図りながら指定管理施設として適切な対応を行うと共に、豪雨、洪水時においては「避難確保計画」を策定し、宮崎市の危機管理課に提出しています。

消防点検法に基づいた定期的な消防防火設備の点検も外部業者に依頼し、届出を行っています。

2) 保育所内外での安全対策

保育所内外での活動時における安全管理においては、保育計画の策定やヒヤリハットを通

して万全の体制で取り組んでいきます。

また、保育士の配置、遊具類の定期的な確認をチェックリストに基づいて確認し、安全対策マニュアルを見直しながら進めていきます。

固定遊具については、国の安全基準を満たしていない40年ほど前の高岡町立時代からの固定遊具が3基ありましたので、令和3年度に撤去致しました。

子どもたちの安全を最優先し事故を未然に防止するために、安全基準に沿った遊具の点検と安全の徹底を遵守していききたいと思います。

万が一、保育所内において、けがや事故が起こった場合には、「事故発生時における対応と予防」のマニュアルに沿って、法人本部、行政機関との連携を図りながら対応にあたり、同時に書類の作成を行います。

子どもが保育所内で怪我や事故等のあった場合は、日本スポーツ振興センターと東京海上の「ほいくのほけん」に加入しています。「ほいくのほけん」においては、新型コロナウイルスにも対応し、万が一、児童の中で新型コロナウイルスに感染した場合には、「ほいくのほけん」の中で補償ができるようになりました。

3) 防災教育

子どもの防災安全対策の一つとして、宮崎市西部地区幼年消防クラブ主催の「幼年消防クラブ」に加入し、消防士の仕事について興味、関心を高めるとともに、防災についての知識や訓練の大切さを体験する取り組みを年1回行います。

又、月1回の避難訓練を行い、災害時の具体的な行動のとり方と自身の身の安全を守る行動が身につけられるように訓練を行います。

職員についても、防災・防火研修の取り組み、AEDを使用し、実際の乳幼児の人形を使っている救命救急の実践演習（看護師による）の園内研修、避難訓練の見直し、自衛消防訓練の取り組みなど行います。

※ 別添付「東高岡保育所安全管理マニュアル」を参照

※別添付「避難訓練年間計画」を参照

4) 施設の衛生管理について

施設の衛生管理については、宮崎市の指定業者に依頼し、毎月調理室の害虫駆除、2か月に1回の保育室の害虫駆除、年1回、排気口やフィルター関係すべて消毒、洗浄しています。

又、日々の業務の中で、手洗い場やトイレ、週1回の玩具類の消毒など施設の安全、清潔を心掛けて清掃を行っています。

5) 人的体制の確保

令和4年度についての職員体制は、現職員の産前産後休暇、育児休暇の職員が2名いますので、パートを1名増員します。令和4年度の職員体制としては、退職の職員もなく変わらない人員体制で行っていきます。

施設長1名・主任保育士1名・常勤保育士12名・非常勤保育士4名・看護師1名・調理師3名、保育補助3名・計25名でのスタートを予定しています。

3. 事業の概要及び実施時期

別添付「令和4年度行事計画」を参照

4. 管理業務の実施に関する経費の収支予算

別添付「令和4年度予算」を参照

Ⅳ 天ヶ城児童クラブ

- ☆4月・・・春季休業(4月1日～4月7日まで・新1年生は4月11日まで)
※新1年生・・・4月12日に入学式に参加
- ☆6月・・・小学校での避難訓練で集団下校(自宅に下校)
※災害等や感染症対応の避難訓練で集団下校する場合は、自宅に下校します。
- ☆7月・・・夏季休業(7月23日～8月24日まで)
- ☆8月・・・夏季休業・園外活動(内容未定)
- ☆10月・・・「保育園の運動会」に参加予定
※コロナ感染防止対応として、規模を縮小する場合は参加しません。
秋季休業(10月7日～10月11日まで)
- ☆12月・・・冬季休業(12月24日～1月5日まで)
「もちつき」に参加予定
※保育園の日程次第では、参加出来ない場合があります。
12月29日～1月3日まで児童クラブは「お休み」です。
- ☆1月・・・冬季休業
- ☆2月・・・節分の行事を知る内容に参加する
- ☆3月・・・学年末休業(3月25日～3月31日まで)

- 活動については、園庭遊びや製作などは年間通して行います。
- コロナ感染予防対応として、保育園の行事参加についてはその時の状況に応じて検討していきます。
- 園外活動は、長期休業を利用して行いますが、コロナの状況によってその都度内容については検討していきます。
- 行事の詳細については、分かり次第その都度ご連絡いたします。